

田子町水道事業経営戦略

団 体 名 : 田子町

事 業 名 : 田子町上水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	平成 28 年 4 月 1 日	計画給水人口	5,389 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	4,392 人
		有収水量密度	0.215 千m <sup>3</sup> /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input checked="" type="checkbox"/> 湧水 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	6	管 路 延 長	103 千m
	配水池設置数	9		
施 設 能 力	2,805 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	59.7 %	

③ 料金

料金体系の概要・考え方	水道料金の算定方法を以下に示します。 水道料金 = 基本料金 + 従量料金 (消費税及び地方消費税が加算されます。)							
	【口径13mm~25mmの料金体系】							
	口径 (mm)	基本料金	従量料金 1(m)当たりの料金					休止料金
			1~5	6~10	11~20	21~50	51~100	101~
	13	1,700円	0円	40円	261円	266円	302円	335円
	20							
	25							
		2,370円						400円
	※口径13~25までは、基本水量5(m)が付与されている。							
	【口径30mm~150mmの料金体系】							
口径 (mm)	基本料金	従量料金 1(m)当たりの料金				休止料金		
		1~50			51~100	101~		
30	3,300円	266円			302円	335円		
40	5,600円							
50	9,500円							
75	19,000円							
100	32,000円							
150	71,000円				400円			
【特例による用途別料金 農業用】								
口径 (mm)	基本料金	従量料金 1(m)当たりの料金		休止料金				
		1~3	4~					
農業用	724円	0円		161円				
※農業用は、基本水量3(m)が付与されている。								
【特例による用途別料金 浴場用】								
口径 (mm)	基本料金	従量料金 1(m)当たりの料金		休止料金				
		1~200	201~					
浴場用	22,648円	0円		207円				
※浴場用は、基本水量200(m)が付与されている。								
【特例による用途別料金 プール用】								
口径 (mm)	基本料金	従量料金 1(m)当たりの料金			休止料金			
プール用	口径別料金				200円			
※プール用の基本料金は、口径別料金となる。								
【特例による用途別料金 プール用】								
口径 (mm)	基本料金	従量料金 1(m)当たりの料金			休止料金			
臨時用	なし				453円			
※臨時用の基本料金はなく、従量料金のみとなる。								
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 24 年 10 月 1 日							

④ 組織

<p>本町の水道事業は、4名の職員で運営されています。組織体制は以下のとおりとなります。          建設課長 水道グループリーダー1名 グループ員2名          ①予算、決算、経理          ②水道料金、検針、水質検査、給水装置工事、維持管理          ③統計、施設整備、事業計画</p>
--

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用の取組	<p>以下の業務を民間委託にて対応しています。          ①水道水質検査業務          ②水道メーター検針業務          ③水道メーター交換業務          なお、浄水場運転管理業務などの包括業務委託については、今後の広域連携を踏まえた検討が必要となります。</p>
施設の統廃合	<p>平成27年度に田子町上水道事業・新田地区簡易水道事業・関地区簡易水道事業・原小規模水道を廃止して、上水道事業の統合認可を取得しています。          これに伴い、平成29年度より統合整備を計画的に実施しています。</p>
施設の広域化(*1)	<p>平成28年度から青森県水道事業広域連携推進会議三八地区会議において開催される事業統合についての勉強会には、本町の水道事業担当者も積極的に参加しています。          また、令和4年度から青森県三八地区水道事業広域連携推進任意協議会において、近隣事業者との広域化・共同化に向けた検討をしています。          今後も事業統合に向けた取り組みを実施します。</p>

\*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。  
 ①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>令和6年度に公表された令和5年度決算「経営比較分析表」を次ページに添付しています。          「経営比較分析表」の策定にあたっては、各決算年度の地方公営企業決算状況調査等の数値を基に算出されています。          分析の結果当町は、流動比率が低く支払能力が脆弱であることから、施設更新事業の実施には主に地方債を活用している状況にあります。また、今後さらなる人口減少や水需要の減少が想定され、給水収益や有収水量の減少が懸念される中で、老朽化施設などへの設備投資や企業償還金が増大していくことから、経営状況は非常に厳しいものになると予想されます。          今後も維持管理費の抑制に努め、計画的かつ効率的な設備投資のあり方を検討するとともに、水道料金の改定等を検討します。</p>
--

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

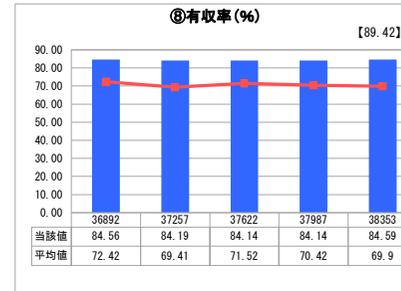
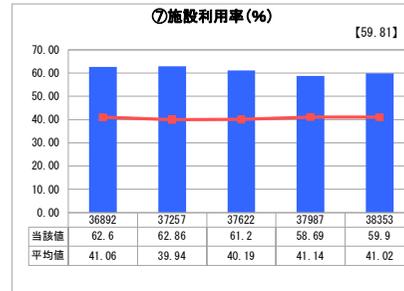
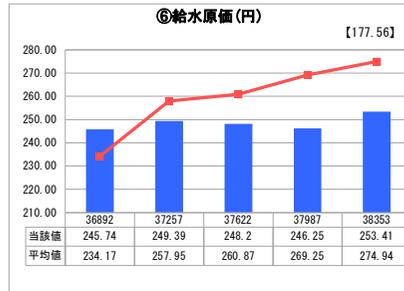
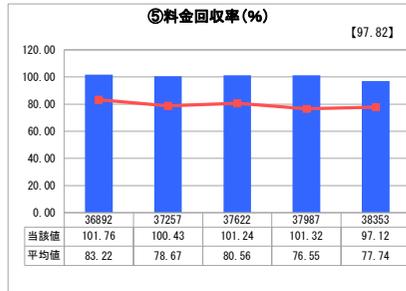
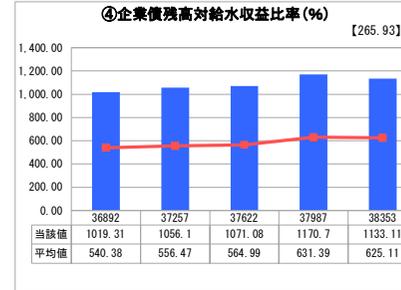
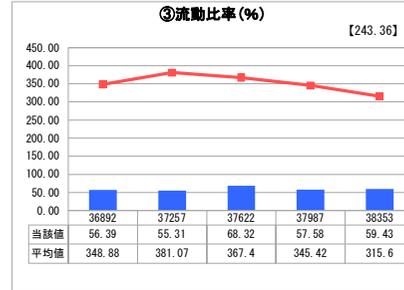
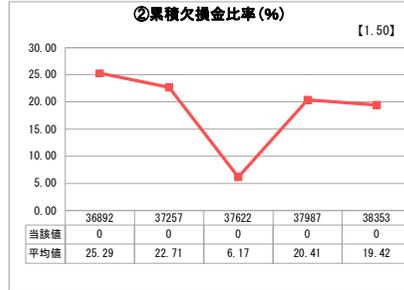
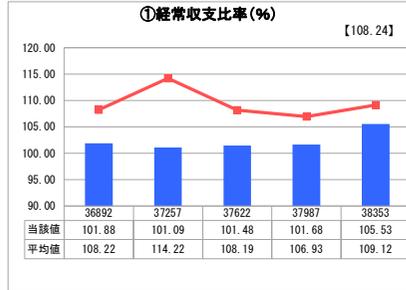
青森県 田子町

業務名	業種名	事業名	類似団区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A9	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)	
-	39.89	93.71	4,961	

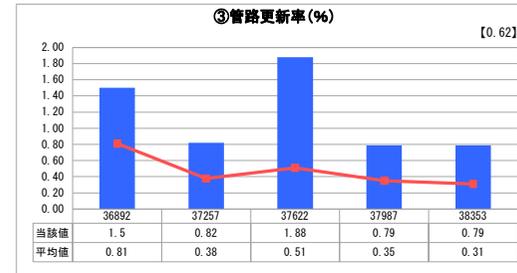
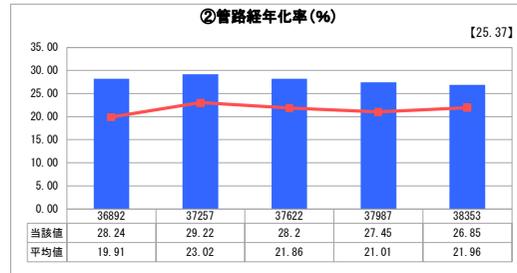
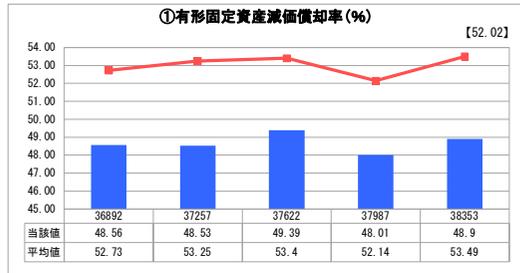
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4,817	241.98	19.91
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4,468	27.90	160.14

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は、100%を超えており、単年度収支は黒字となっているが、平成30年度以降、類似団体平均値より低い状況が続いている。今後も給水人口のさらなる減少が想定されており、それに伴って給水収益も減少し、また物価高騰などによって経費の増大も見込まれる状況にある。今後なお一層の経費削減等の努力が必要である。

②累積欠損金は、発生していないものの、④企業債残高対給水収益比率が類似団体平均値を大きく上回っているため、維持管理費を削減するとともに、施設更新時にその必要性を多角的に検証した上で、効率的且つ中長期的な投資の改善策を検討する必要がある。

③流動比率は、建設改良費の工事請負費が増大し、それに伴い企業債借入額が増え、流動負債が増加している状況が続き、100%を大幅に下回っている。今後も楽観視できない状況である。

⑤料金回収率が、100%を若干下回り、給水収益で給水に係る経費が賅っていない状況である。物価上昇等を踏まえ、適切な料金水準の検討が必要である。

⑥給水原価は、類似団体平均値より低く抑えられているものの上昇傾向にあり、老朽化した施設の整備により、減価償却費が今後さらに増大していくこととなる。今後も注視していく必要がある。

⑦施設利用率は、平成28年度に施設の規模を見直し、1日最大配水量を適正化したことにより、減少傾向が続いているが、高い水準で推移しており、⑧有収率も類似団体平均値を上回っている。

### 2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値より低く横ばいに推移しており、老朽化は進んでいない状態ではあるが、今後も効率性・必要性を鑑みながら計画的に更新事業を進める必要がある。

②管路経年化率は、類似団体平均値より高い状況となっており、法定耐用年数を経過した管路が多い状態である。平成30年度まではゆるやかな低下傾向にあり改善に向かってきたが、令和元年度からは法定耐用年数に達した管路が増加したため、以降経年化率はほぼ横ばい状態で推移している。

③管路更新率は、4年度以降1を下回っているが、類似団体平均値と比較すると概ね高い水準で推移している。施設更新などの財源確保が非常に厳しい状況ではあるが、耐震化等を考慮し経営状況とのバランスを鑑みながら管路更新を継続していく必要がある。

### 全体総括

令和5年度は、経常収支比率が100%を超え、施設利用率、有収率などは類似団体平均値を上回っており、経営状況は概ね健全な状態ではある。

しかしながら、料金回収率が100%を若干下回り、今後も更なる給水人口や水需要の減少が想定され、給水収益や有収水量の減少が懸念される中で、老朽化施設などへの設備投資や企業債償還金が増大していくことから、経営状況は非常に厳しく深刻な状況である。

今後も維持管理費の削減や、必要性を十分に検証した上で、計画的且つ効率的な設備投資のあり方を検討した上で、適切な料金収入の確保も検討し、更なる経営改善を図る必要がある。それに伴って経営戦略を見直し改定する予定である。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

1.行政区域内人口は、本町の上位計画や過去の実績などを基に以下の手法

①町総合計画における将来推計人口 (町総合計画における推計結果を採用する。)

②人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口 (国立社会保障 人口問題研究所により公表された『日本の地域別将来推計人口』(令和5年12月1日現在)の推計結果を採用する。)

③行政区域内時系列傾向分析による将来推計人口 (行政区域内における過去10か年の実績を基に時系列傾向分析により求められた推計結果を採用する。)

以上の3手法により求められた推計結果と過去10か年の実績との相関係数が最も高い手法を採用します。本計画では、②人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口を基に算定します。以下にその結果を示します。

行政区域内人口の予測

【行政区域内人口の推計値】 (人)

年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
行政区域内人口	4,546	4,460	4,375	4,292	4,211	4,131	4,027	3,927	3,829	3,733

↓

2.給水区域内人口については、行政区域内人口の推計値と同じ減少率で推移するものとして算定します。

【給水区域内人口の推計値】 (人)

年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
給水区域内人口	4,535	4,449	4,364	4,281	4,200	4,120	4,017	3,917	3,819	3,723

↓

3.給水人口については、給水区域内人口の推計値に計画給水普及率(計画目標年次の給水普及率100%に漸増)を乗じて設定します。

【給水人口の推計値】 (人)

年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
給水普及率(%)	95.5	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0	98.5	99.0	99.5	100.0
給水人口	4,331	4,271	4,212	4,153	4,095	4,038	3,957	3,878	3,800	3,723

※計画給水人口 5,389人 (平成28年)

### (2) 水需要の予測

1.生活用水量は過去10か年の一人一日生活用水量の実績を基に以下の手法により推計します。

①給水区域内時系列傾向分析による一人一日生活用水量の推計 (給水区域内における過去10か年の実績を基に時系列傾向分析により求められた推計結果を採用する。)

生活用水量の推計

以上の手法により求められた推計結果に給水人口を乗じて生活用水量を推計します。以下にその結果を示します。

【生活用水量の推計値】 (m<sup>3</sup>/日)

年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
生活用水量	715	708	701	694	687	680	673	666	659	652

↓

2.業務・営業用水量は過去10か年の最大値(平成27年実績)を採用します。

【業務・営業用水量の推計値】 (m<sup>3</sup>/日)

年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
業務・営業用水量	548	548	548	548	548	548	548	548	548	548

↓

3.工場用水量は過去10か年の最大値(令和2年実績)を採用します。

【工場用水量の推計値】 (m<sup>3</sup>/日)

年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
工場用水量	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79

↓

4.有効無収水量及び有効率、有収率、負荷率の設定

(1)有効無収水量 (有効水量の4.0%を有効無収水量として計画する。)

(2)有効率 (計画目標年次まで有効率を95.0%に漸増させるものとする。)

(3)有収率 (有効水量の96.0%が有収水量とし、計画目標年次まで有収率を91.2%に漸増させるものとする。)

(4)負荷率 (過去10ヶ年の最低値を採用し68.2%に設定する。)

5.水需要の予測は以下のとおりとなります。

【水需要の予測】 (%、m<sup>3</sup>/日)

年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
有効率	89.2	89.8	90.5	91.1	91.8	92.4	93.1	93.7	94.4	95.0
有収率	85.1	85.8	86.4	87.1	87.8	88.5	89.2	89.8	90.5	91.2
負荷率	68.2	68.2	68.2	68.2	68.2	68.2	68.2	68.2	68.2	68.2
1日平均給水量	1,567	1,549	1,528	1,510	1,491	1,473	1,454	1,438	1,419	1,346
1日最大給水量	2,298	2,271	2,241	2,215	2,187	2,160	2,132	2,108	2,081	1,974

※計画1日最大給水量 2,703m<sup>3</sup>/日 (平成28年)

(3) 料金収入の見通し

給水人口は今後さらに減少することが予測され、さらに高齢化等により水需要が減少し給水収益の減収が予想されますが、給水世帯数は比較的緩やかに減少すると予想されます。

平成24年度に水道料金の改定を行っていますが、昨今の物価高騰を踏まえ、社会情勢を注視しながら、持続可能な水道事業の運営を構築するため、水道料金の改定等を検討します。

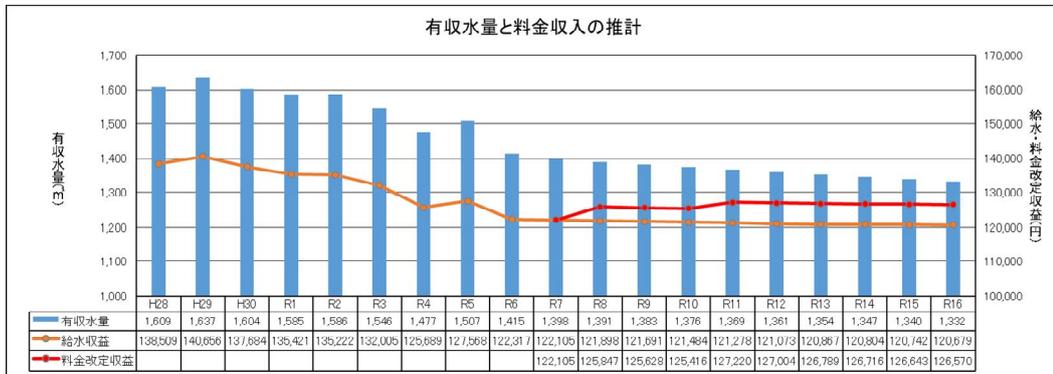
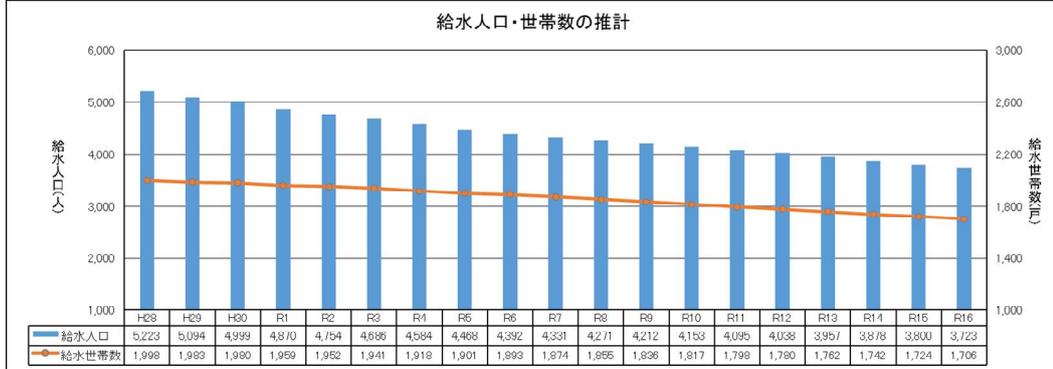
料金改定の検討

令和8年度：休止(閉栓中)料金の廃止 400円 → 基本料金 1,700円(口径25mm以下) ※用途・口径毎の基本料金とする。  
 水道加入金の導入 45,000円(口径13mm) ※水道メーターの新設および口径拡大の場合、口径毎に料金を設定  
 令和11年度：基本料金の5%値上げ 1,700円 → 1,785円(口径25mm以下) ※用途・口径毎に基本料金を値上げ

料金収入の推計にあたっては、口径別に基本料金と従量料金を算定して推計します。

基本料金：用途・口径別基本料金×用途・口径別給水延個数 ※直近の実績値に直近10か年の減少率を加味

従量料金：全体の水需要予測を踏まえ、用途・口径別に水量を推計し、用途・口径別の料金単価を乗じた



(4) 施設の見通し

平成27年度取得した上水道事業統合認可の計画に基づき、上水道と旧簡易水道を接続通水し、施設を一体的に活用できるよう整備します。また、以下の施設整備についても計画・実施します。

- ①水質の安全性確保のため、浄水場における浄水方法の見直しを行います。
- ②維持管理性向上のため、遠隔監視装置等の設置を行います。
- ③災害時の応急給水などに活用するため連絡管の整備を行います。
- ④計画的な老朽管路の更新を行います。

(5) 組織の見通し

水道事業を将来にわたり安定して持続させるため、現状の組織体制を維持し、水道事業に精通した職員の育成に取り組みます。また、担当職員は、公営企業職員として、事業の効率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計などの民間の経営管理手法を導入して、経営能力の向上を図ります。

### 3. 経営の基本方針

田子町水道ビジョンの目標に基づき、次のとおりとします。

- ① 持続「いつまでも皆様の近くにありつづける水道」  
施設の統廃合などにより施設規模を見直し、コストの削減を目指します。  
経営の安定化を図るため、収納率の向上、企業債だけに頼らず、補助事業等を活用し財源の確保を行います。
- ② 安全「いつまでも安心して飲める安全で信頼される水道」  
クリプトスポリジウム対策等の施設整備を行い、安全な水質を確保し、おいしい水道水の供給を目指します。
- ③ 強靱「災害に強くたくましい水道」  
地震などの大規模災害時でも水道の安定供給ができるよう、老朽管の更新や施設の耐震化を目指します。

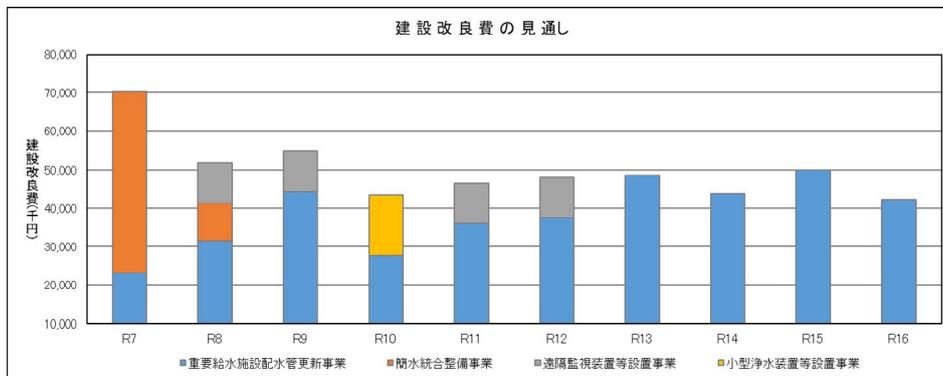
### 4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)： 別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資財政計画に記した施設整備(令和7年度～令和16年度)を重点的に行い、その後投資財政計画(長期目標60年後 令和7年度～令和66年度)を計画的に推進し、安全・安心で安定した水道を持続可能なものとするを目標とします。 事業費の平準化、施設の一体的活用によるコスト削減を図り、重要給水施設配水管更新事業においては、令和16年度までに重要施設に接続する管路の耐震化率100%を目指します。
-----	---

#### 投資計画

- ・重要給水施設配水管更新事業 (平成23年度～令和16年度)
- ・簡水統合整備事業 (平成29年度～令和8年度)
- ・遠隔監視装置等の設置 (令和8年度～令和12年度予定)
- ・小規模浄化装置等設置事業 (令和10年度予定)



事業名	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
重要給水施設配水管更新事業	23,154	31,456	44,342	27,815	36,152	37,643	48,700	43,800	50,000	42,300
簡水統合整備事業	47,046	9,909	0	0	0	0	0	0	0	0
遠隔監視装置等設置事業	0	10,485	10,458	0	10,448	10,457	0	0	0	0
小規模浄化装置等設置事業	0	0	0	15,685	0	0	0	0	0	0
計	70,200	51,850	54,800	43,500	46,600	48,100	48,700	43,800	50,000	42,300

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	企業会計は独立採算を基本とした会計であることから、適正水準の水道料金設定と国で示した繰り出し基準および交付金・補助金等によるものとなりますが、管路等の施設の老朽化が著しく、投資の合理化・経営の効率化を図るため、一般会計からの財政支援も検討しながら施設の計画的な更新を進めます。 また、維持管理経費の抑制や水道料金の改定を検討します。
-----	---

#### 収支計画

- 【料金収入】  
人口減少等に伴う料金収入の減少、減価償却費等の増加や物価上昇による経費増加により、水道料金の改定を検討しています。 ※(3) 料金収入の見通し参照
- 【交付金・補助金および企業債】  
設備投資に係る財源については、企業債の借入のみではなく、交付金・補助金等の活用を検討します。
- 【繰入金】  
一般会計からの財政支援については、独立採算制で経営できるよう3年～5年毎で見直して行きます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>収支計画のうち投資以外の経費は、以下のとおり、削減に努めます。</p> <p>【職員給与費】 職員数は、現状維持とし、給料については平均上昇率1.0%程度で試算しています。</p> <p>【修繕費】 施設等の修繕費は、老朽化に伴い増加が見込まれ、また、物価・人件費の上昇、給水人口・水需要の減少により、メーター交換に係る経費負担も増大しています。施設等は、長寿命化を図りつつ効率的な更新をすすめ、また、メーター交換計画を策定し経費を平準化することで、経費の最小化を検討します。</p> <p>【動力費・薬品費】 動力費については、省電力設備への更新を検討し、薬品費については、水質管理を適切に行い、適量の薬品を使用することで経費削減に努めます。</p> <p>【委託料】 人件費等の上昇に伴い増加が見込まれます。経費の効果を検証し支出の抑制をすとも、今後の広域連携を踏まえて、委託業務の共同化を検討します。</p> <p>※物価等の上昇率は、2.0%で試算しています。</p>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについて検討状況等

広 域 化	青森県三八地区水道事業広域連携推進任意協議会において、近隣事業者との広域化・共同化に向けた検討を継続します。また今後も、広域化に係る各種勉強会等へ積極的に参加し、事業統合に向けた取り組みを実践します。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	民間の資金・ノウハウ等の活用については、今後の検討課題とします。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	上水道事業統合認可の計画に基づき施設の統廃合を実施します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	上水道事業統合認可の計画に基づき施設の合理化を実施します。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	施設・設備の適切な点検を実施し、必要な対策を講じて長寿命化を計り、投資の平準化を検討します。
その他の取組	緊急時への対応として、緊急時連絡管等を整備すると共に、緊急用資材等も計画的に確保します。

② 財源について検討状況等

料 金	過去の実績および社会経済情勢の推移を踏まえ、水需要予測と施設計画に基づいた合理的な必要費用と資本経費を適切に算定する総括原価を基本とし、独立採算、受益者負担の原則により、供給単価が給水単価を下回らないようにすることから、計画想定外の収入減少時には、速やかに料金改定を検討します。
企 業 債	過度な企業債の借入は、将来負担の増となることから、費用の平準化を図り、計画的な運用を目指します。また、企業債の借入のみではなく、交付金および補助金等の活用を検討します。
繰 入 金	独立採算制を経営の基本原則としていることから、受益者負担の原則に基づき、適正な料金設定による給水収益の確保に努め、基準内繰入を原則とします。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	遊休資産は、山間地等に所有しているものが多く、売却や貸付等の有効活用については、今後の検討課題とします。
その他の取組	新旧利用者間の負担の公平性を図るため、水道加入金の導入を検討します。また、交付金および補助金等の活用を検討し、施設・設備更新費用の適切な財源確保に努めます。

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略期間を令和7年度から令和16年度までの10年間とし、PDCAサイクルを継続し、5年毎に見直しをするものとし、5年毎の見直しについては、見直し前3年間程度の実績を踏まえ、評価・検討・改善したものを新たな10年間の経営戦略に更新するものとし、 なお、この間に重大な変更事由があった場合には、その都度、見直し更新するものとする。
---------------------	--

別紙 財政計画(収益的収支)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	R5 (決算)	R6 (決算見込)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		127,791	122,466	122,270	126,012	125,793	125,580	127,384	127,168	126,953	126,880	126,807	126,735
	(1) 料金収入		127,568	122,317	122,105	125,847	125,628	125,416	127,220	127,004	126,789	126,716	126,643	126,570
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他		223	149	165	165	165	164	164	164	164	164	164	165
	2. 営業外収益		21,596	26,373	18,693	14,332	14,022	12,285	12,435	12,645	12,855	13,132	13,380	13,580
	(1) 補助金		11,363	15,632	7,632	3,132	2,631	624	605	585	566	546	526	506
	他会計補助金		11,363	15,632	7,632	3,132	2,631	624	605	585	566	546	526	506
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入		10,211	10,739	11,059	11,198	11,390	11,660	11,828	12,058	12,287	12,584	12,852	13,073
	(3) その他		22	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	1
	収入計 (C)		149,387	148,839	140,963	140,344	139,815	137,865	139,819	139,813	139,808	140,012	140,187	140,315
	1. 営業費用		123,564	130,971	123,097	122,366	122,437	119,743	121,424	122,164	122,622	123,445	123,710	122,967
	(1) 職員給与		18,042	14,629	14,702	14,990	15,084	15,175	15,254	15,240	14,753	15,046	15,251	15,471
	基本給		9,388	7,157	7,254	7,321	7,374	7,427	7,472	7,511	7,220	7,345	7,441	7,536
	退職給付													
その他		8,654	7,472	7,448	7,669	7,710	7,748	7,782	7,729	7,533	7,701	7,810	7,935	
(2) 経費		28,754	37,789	28,505	27,303	27,842	24,658	25,808	25,993	25,973	25,663	25,793	25,720	
動力費		1,209	1,439	1,525	1,556	1,587	1,619	1,651	1,684	1,718	1,752	1,787	1,823	
修繕費		9,288	18,193	9,066	8,232	8,727	7,934	8,775	8,646	8,304	7,667	7,463	7,050	
材料費		124	124	124	127	129	132	134	137	140	143	146	148	
その他		18,133	18,033	17,790	17,388	17,399	14,973	15,248	15,526	15,811	16,101	16,397	16,699	
(3) 減価償却費		76,768	78,553	79,890	80,073	79,511	79,910	80,362	80,931	81,896	82,736	82,666	81,776	
2. 営業外費用		17,999	17,145	17,727	17,750	17,232	17,306	17,028	16,865	16,745	16,484	16,203	15,951	
(1) 支払利息		17,995	17,135	17,717	17,740	17,222	17,296	17,018	16,855	16,735	16,474	16,193	15,941	
(2) その他		4	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
支出計 (D)		141,563	148,116	140,824	140,116	139,669	137,049	138,452	139,029	139,367	139,929	139,913	138,918	
経常損益 (C)-(D) (E)		7,824	723	139	228	146	816	1,367	784	441	83	274	1,397	
特別利益 (F)														
特別損失 (G)														
特別損益 (F)-(G) (H)														
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		7,824	723	139	228	146	816	1,367	784	441	83	274	1,397	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		71,346	72,069	72,208	72,436	72,582	73,398	74,765	75,549	75,990	76,073	76,347	77,744	
流動資産 (J)		50,546	39,708	43,116	44,269	43,384	43,567	49,655	57,503	63,890	68,763	72,466	74,983	
うち未収金		5,494	3,663	3,058	3,058	3,058	3,058	3,058	3,058	3,058	3,058	3,058	3,058	
流動負債 (K)		85,056	79,802	82,144	84,065	83,093	77,353	76,436	78,131	79,517	80,784	81,490	82,859	
うち建設改良費分		78,694	78,146	77,178	76,311	75,288	68,723	67,751	69,618	70,815	71,734	72,829	73,669	
うち一時借入金														
うち未払金		4,922	26	3,319	6,092	6,129	6,937	6,978	6,847	7,008	7,332	6,919	7,427	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)		127,791	122,466	122,270	126,012	125,793	125,580	127,384	127,168	126,953	126,880	126,807	126,735	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		125,689	127,791	122,466	122,270	126,012	125,793	125,580	127,384	127,168	127,168	126,953	126,807	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)														

別紙 財政計画(資本的収支)

(単位:千円)

年 度 区 分		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		(決算)	(決算見込)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	53,600	100,500	63,900	43,200	42,700	35,900	36,300	37,800	35,400	31,800	36,400	30,400
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金	958											
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	23,469	14,998	6,200	8,500	12,000	7,500	10,200	10,200	13,200	11,900	13,500	11,800
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)	78,027	115,498	70,100	51,700	54,700	43,400	46,500	48,000	48,600	43,700	49,900	42,200
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	78,027	115,498	70,100	51,700	54,700	43,400	46,500	48,000	48,600	43,700	49,900	42,200
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	80,900	121,881	74,246	57,088	59,689	48,936	52,304	53,400	54,404	49,721	55,849	48,507
	うち職員給与費		5,004	5,161	5,254	5,319	5,366	5,493	5,593	5,725	5,760	5,843	5,955
	2. 企業債償還金	79,552	78,694	78,146	77,178	76,311	75,288	68,723	67,751	69,918	70,815	71,734	72,829
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他	163	93	163	164	164	164	164	164	164	164	164	164
計 (D)	160,615	200,668	152,555	134,430	136,164	124,388	121,191	121,315	124,486	120,700	127,747	121,500	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	82,588	85,170	82,455	82,730	81,464	80,988	74,691	73,315	75,886	77,000	77,847	79,300	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	67,106	76,022	76,306	79,532	78,332	78,439	72,126	70,641	53,439	74,866	75,357	70,333
	2. 利益剰余金処分量	11,000								20,000			7,000
	3. 繰越工事資金												
	4. その他(消費税資本的収支調整額)	4,482	9,148	6,149	3,198	3,132	2,549	2,565	2,674	2,447	2,134	2,490	1,967
計 (F)	82,588	85,170	82,455	82,730	81,464	80,988	74,691	73,315	75,886	77,000	77,847	79,300	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	1,445,489	1,466,437	1,451,643	1,416,697	1,382,219	1,341,808	1,302,820	1,271,897	1,239,546	1,201,428	1,167,013	1,125,679	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 支 分		11,363	15,632	7,632	3,132	2,631	624	605	585	566	546	526	506
	うち基準内繰入金	11,281	550	550	550	549	541	522	502	483	463	443	423
	うち基準外繰入金	82	15,082	7,082	2,582	2,082	83	83	83	83	83	83	83
資 本 的 収 支 分		958											
	うち基準内繰入金	958											
	うち基準外繰入金												
合 計	12,321	15,632	7,632	3,132	2,631	624	605	585	566	546	526	506	